

第 150 回 定時株主総会招集ご通知

● 開催日時

2016年（平成28年）5月24日（火曜日）午前10時

● 開催場所

大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

目 次

P 1 ▶ 第150回定時株主総会招集ご通知

(第150回定時株主総会招集ご通知添付書類)

P 3 ▶ 事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項
4. 会社役員に関する事項
5. 会計監査人の状況
6. 会社の体制及び方針

P28 ▶ 計算書類等

P32 ▶ 監査報告書

P36 ▶ 株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

株式会社 高島屋

証券コード：8233

株主各位

大阪市中央区難波5丁目1番5号

株式会社 **高島屋**
取締役社長 木本 茂

第150回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり第150回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますよう
ご案内申し上げます。 敬 具

記

日 時 2016年(平成28年)5月24日(火曜日)午前10時
場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

会議の目的事項

報告事項

1. 第150期（2015年(平成27年)3月1日から2016年(平成28年)2月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第150期（2015年(平成27年)3月1日から2016年(平成28年)2月29日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、**2016年(平成28年)5月23日(月曜日)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

後記株主総会参考書類(36頁から46頁)をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト<http://www.evotep.jp/>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類(36頁から46頁)又は議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記47頁を必ずご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

また、議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

以上

-
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきますたく存じますので、お手数ながら同用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト<http://www.takashimaya.co.jp/>に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④ 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト<http://www.takashimaya.co.jp/>に掲載させていただきます。

事業報告 (2015年(平成27年)3月1日から2016年(平成28年)2月29日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、日本経済が緩やかながらも回復基調にあったことに加え、訪日外国人の増加に伴うインバウンド需要により、国内百貨店は売上を伸ばしてまいりました。しかしながら、世界経済の不透明感が影響し先行きは予断を許さない状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは百貨店を中心に地域との共創及びグループの不動産事業を担う東神開発株式会社のノウハウを活用し、街・館の魅力を最大化する「まちづくり戦略」を推進し、業績の改善に努めてまいりました。

その結果、連結業績は6期連続の経常利益増を果たすことができました。当期の連結業績につきましては、連結営業収益は929,588百万円（前年比1.9%増）、連結営業利益は32,972百万円（前年比3.0%増）、連結経常利益は37,785百万円（前年比5.2%増）となり、連結当期純利益は23,829百万円（前年比5.5%増）となりました。

また、当期の単体業績につきましては、売上高は700,045百万円（前年比1.5%増）、営業利益は10,940百万円（前年比10.7%減）、経常利益は14,119百万円（前年比2.6%減）となり、当期純利益は9,770百万円（前年比

18.2%減）となりました。

事業のセグメント別業績は、次のとおりであります。

◆ 百貨店業

百貨店事業におきましては、昨年10月「タカシマヤ ウオッチメゾン」を日本橋再開発計画の一環として、日本橋店本館斜め向い側にオープンいたしました。世界最大級の品揃えを誇り、外商お得意様をはじめ幅広いお客様にご利用いただき、売上は約24億円（目標比37%増）と堅調に推移しました。新宿店と玉川店では東神開発株式会社と一体となり、「まちづくり戦略」に取り組んでまいりました。新宿駅新南口の再開発に伴う来街者の増加を見据え、新宿店では食料品を中心とした売場改装とレストラン街のリニューアルを実施し、玉川店でも、昨年6月近隣商業施設「二子玉川ライズⅡ期」開業にあわせ、玉川高島屋S・Cの専門店とともに一連の改装計画を完了いたしました。横浜店は、食料品フロアを最後に全館リニューアルが完成したことに加え、昨年10月新業態へのチャレンジとして婦人雑貨中心の小型店舗「タカシマ

「ヤ スタイルメゾン」(神奈川県海老名市)を開業し、横浜店を核に港南台店、食料品専門店「タカシマヤフードメゾン新横浜店」とともにシナジー効果を発揮し新たな高島屋ファンの開拓・深耕に努めてまいりました。

商品面では、地域特性を活かした品揃えの実現に向け、各店へのバイヤー配置を強化し、各店の独自性が強い品揃えや売場展開を実現してまいりました。婦人服では「エクセラウンジ」を日本橋店、新宿店に導入し、女性のビジネスシーンにおけるニーズに応えるとともに、大人の女性のためのカジュアルスタイル提案として「デニムスタイルラボ」を大型店中心に導入いたしました。また、「ファッション」、「ベック」、「ダルマイヤー」といった当社を象徴するブランドを仕入れから販売まで一括運営する「食料品PB運営部」を新設し、運営効率化による営業力強化を図りました。

集客面では、「追悼・山崎豊子展」や「リトルプリンス 星の王子様と私 展」など話題性の高い企画を開催し幅広い層のお客様にご来店いただきました。

インバウンドへの対応につきましては、「NIPPONものがたり」などの販促強化やS・C一括免税対応の実施、「VIPカード」発行による訪日客の定着化に取り組んだことに

より、大阪店(前年比138%増)をはじめ全店の免税売上高は前年2倍の約300億円に達しました。オムニチャンネル化の推進としては、店頭でサンプルを展示しオンラインストアでの購買を促進する「ショールームストア」や、外商お得意様限定サイト「タカシマヤ・イーサロン」を開設するなど、お客様の利便性向上に努めております。

海外では、シンガポール高島屋が、お客様の声を活かした売場の改装とハウスカード戦略に取り組み売上の拡大に努めました。また、上海高島屋では日本製品を販売する売場「日本館」の開設で売上と集客の拡大を図りました。

この結果、百貨店業での営業収益は814,095百万円(前年比1.4%増)、営業利益は収益性の高い衣料品の売上比率の低下が影響し14,975百万円(前年比3.5%減)となりました。

◆ 不動産業

不動産業におきましては、東神開発株式会社のショッピングセンター売上が堅調に推移し増収増益となりました。「まちづくり戦略」の一環としては、9月に玉川高島屋S・Cが別館「マロニエコート」をリニューアルオープンし、更なる収益拡大に取り組みました。ま

た、博多リバレインでは、昨年、施設名称を「博多リバレインモールby TAKASHIMAYA」へと改め、新たにキッズゾーン「タカシマヤキッズパティオ」をオープンしました。「福岡アンパンマンこどもミュージアムinモール」とともに親子3世代の利用者が増加し好調に推移しました。また、海外では、シンガポール高島屋S・Cが3・4階のリニューアル完成による賃料収入の増加などにより堅調に推移しました。

この結果、営業収益は39,942百万円（前年比4.8%増）、営業利益は10,294百万円（前年比8.0%増）となりました。

◆ 金融業

金融業におきましては、高島屋クレジット株式会社が、カード取扱高が堅調に推移したことに加え、新規会員獲得と利用促進策の実施による収益拡大に努めた結果、増収増益となりました。

この結果、営業収益は12,865百万円（前年比3.9%増）、営業利益は4,376百万円（前年比4.8%増）となりました。

◆ 建築事業

建築事業におきましては、高島屋スペースクリエイツ株式会社がホテルや商業施設など

の受注が好調に推移したことと百貨店と連携した住宅リフォーム事業が拡大し、増収増益となりました。

この結果、営業収益は26,710百万円（前年比8.3%増）、営業利益は1,898百万円（前年比31.9%増）となりました。

◆ その他の事業

クロスメディア事業におきましては、堅調な伸びを示すネット事業に対し、売上の要であるカタログ事業において特に収益性の高いファッション分野の売上拡大が計画通りに推移せず、結果として増収減益となりました。

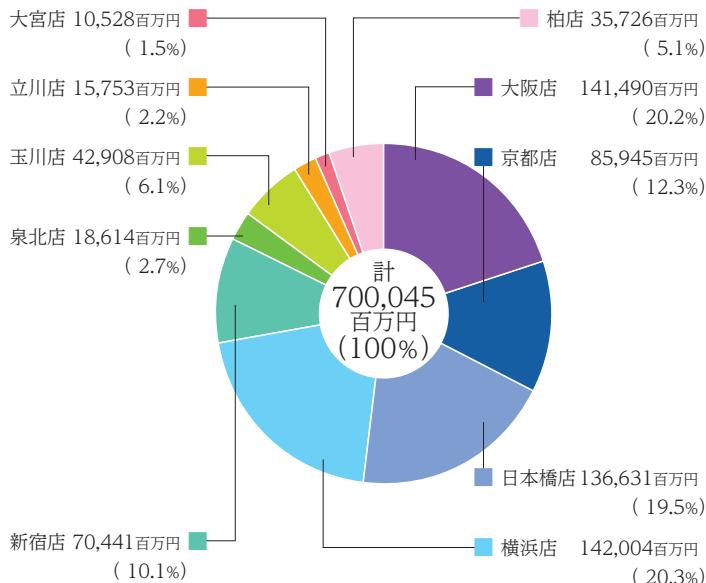
この結果、クロスメディア事業等その他の事業全体での営業収益は35,974百万円（前年比4.5%増）、営業利益は1,496百万円（前年比5.9%減）となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき前期の期末配当金から1円増配し6円とさせていただきたいと存じます。これにより、株主配当金は中間配当金6円と併せて1株につき12円となり、前年度の10円から2円の増配となります。

当社の店別及び商品別売上高

▶ 店別売上高

店別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
■ 大阪店	141,490	20.2	3.5
■ 京都店	85,945	12.3	1.9
■ 日本橋店	136,631	19.5	5.2
■ 横浜店	142,004	20.3	△2.2
■ 新宿店	70,441	10.1	3.7
■ 泉北店	18,614	2.7	△4.7
■ 玉川店	42,908	6.1	1.1
■ 立川店	15,753	2.2	△7.3
■ 大宮店	10,528	1.5	△3.5
■ 柏店	35,726	5.1	△0.2
計	700,045	100.0	1.5



注 記

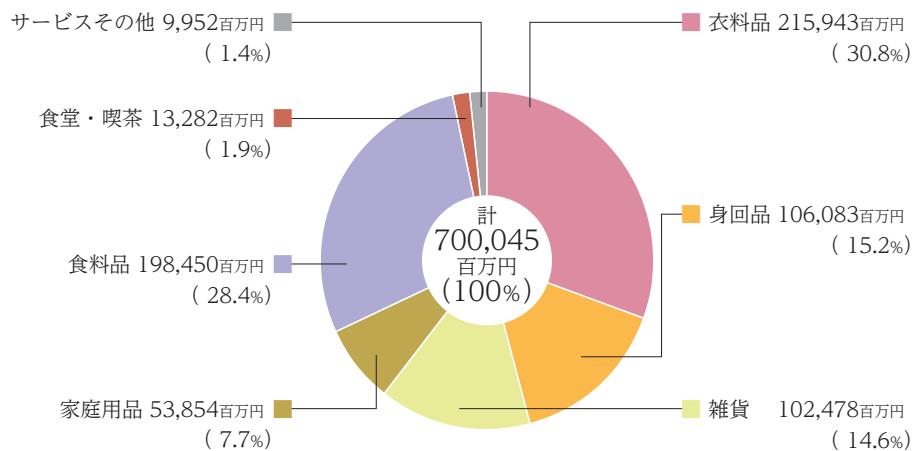
- ① 当社の店別売上高の大阪店には堺店を、京都店には洛西店を、横浜店には港南台店をそれぞれ含めております。なお、大阪店の前年増減率は2014年8月31日で営業終了した和歌山店の売上高を前年売上高に含めて計算しております。
- ② 当社の店別売上高には、法人事業部 (32,189百万円、前年比9.3%増) 及びクロスメディア事業部 (17,634百万円、前年比9.0%増) の売上高を、それぞれ所在する地区の各店に含めております。

ご参考

- 百貨店事業 (国内連結子会社4社) の店別売上高
 - 株式会社岡山高島屋 (岡山店) : 18,517百万円 (前年比 0.2%減)
 - 株式会社岐阜高島屋 (岐阜店) : 15,330百万円 (前年比 0.4%減)
 - 株式会社米子高島屋 (米子店) : 5,993百万円 (前年比 2.7%減)
 - 株式会社高崎高島屋 (高崎店) : 15,155百万円 (前年比 0.0%増)
- 当社及び上記国内連結子会社4社の合計売上高 (2015年 (平成27年) 3月1日から2016年 (平成28年) 2月29日まで) は、755,041百万円 (前年比1.3%増) であります。

▶ 商品別売上高

商品別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
衣料品	215,943	30.8	△3.0
身回品	106,083	15.2	4.1
雑貨	102,478	14.6	10.9
家庭用品	53,854	7.7	0.5
食料品	198,450	28.4	0.5
食堂・喫茶	13,282	1.9	1.2
サービスその他	9,952	1.4	16.7
計	700,045	100.0	1.5



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は26,093百万円であります。主なものとして、当社は京都店における土地、建物の取得であり、子会社は東神開発株式会社の玉川高島屋ショッピングセンターの環境整備投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は運転資金や設備資金等に充当するため、金融機関からの借入により22,500百万円を調達しました。

④ 対処すべき課題

世界経済の不透明感が増す中、「高島屋グループ長期プラン」の達成に向け、本年度の経営目標を「百貨店営業力強化を柱としたグループの更なる成長」と掲げました。その実現のため、「商品利益率の向上と、店舗収益力の向上による国内百貨店事業の利益増大」、及び「グループ総合力発揮による成長戦略の加速」に取り組んでまいります。

百貨店事業におきましては、開店20周年を迎える新宿店が、新宿駅新南口の再開発の完了にあわせた改装を行い、来街者の回遊性向上と入店客数増大を図ってまいります。京都店では、四条通沿いに婦人アクセサリー売場を新設するとともに、婦人雑貨売場の再編や継続した食料品売場の改装、また「ポケモンセンターキョウト」の導入により集客力向上を図ってまいります。

商品面では、当社ならではの品揃え実現と商品利益率向上を最重点課題として取り組みます。本年、自主編集売場「CSケーススタディ」がオープン15周年、「スタイル&エディット」が10周年を迎えます。この実績を活かし「自ら仕入れ・自ら売り切る仕組み」を更に強化すべく、婦人雑貨・紳士雑貨・リビングの

自主運営売場拡大を継続し売上拡大を目指します。また、阪急阪神百貨店との提携を強化する中、スケールメリットを活かした商品調達と新商品の開発を推進してまいります。あわせて、婦人服では日常生活を自分らしくアップグレードするための編集ショップ「シーズンスタイルラボ」を大型店中心に展開するとともに、健康志向を捉え、ウェルビーイング・ライフをコンセプトにライフスタイル提案型の新ゾーンを新宿店で開発してまいります。

集客策としましては、「笑点放送50周年特別記念展」、「ガレ・ドーム展 美しき至高のガラスたち」など当社ならではの企画で来店促進を図ってまいります。

また、株式会社NTTドコモとの提携によるポイントサービスの導入や紀伊國屋サザンシアターとの提携など、外部アライアンスによる成長マーケットへの対応や新たな顧客層の獲得にも積極的に取り組んでまいります。

オムニチャネル化の推進につきましては、会員が急増する「友の会お買物カード」でのオンライン決済を可能とするなど利便性の向上を図ってまいります。

海外では、本年夏にベトナム・ホーチミン市に「ホーチミン高島屋」を核テナントとする

大型複合施設「サイゴンセンター」を開業いたします。同事業は、百貨店事業の収益に加え不動産事業の配当収益やショッピングセンターの運営によるテナント収益により早期黒字化を目指してまいります。

また、タイ・バンコクでは、大型複合施設「ICONSIAM」の核テナント「サイアム高島屋」の開業（2017年度予定）に向け、当社グループが有する経営資源とASEAN諸国における知名度を最大限活用してまいります。

新規事業開発としましては、全日空商事株式会社、株式会社ホテル新羅（本社：大韓民国ソウル市）と当社の3社で空港型免税店事業に向けた合弁企業設立に合意し、来春、1号店を新宿店に出店すべく準備を進めてまいります。2号店につきましてはインバウンド需要の主要拠点である大阪地区での出店を検討してまいります。

不動産業におきましては、東神開発株式会社が、「日本橋再開発計画」や既存のS・Cで、街の将来像を長期的に見据えた「まちづくり戦略」を引き続き進めてまいります。玉川高島屋S・Cでは近隣商業施設や地元との連携を強化し、流山おおたかの森S・C（千葉県）では、

「子育て世代が住みたい街」というコンセプトに応え、子育てや教育関連のサービス・物販を提供できるテナント誘致を進めてまいります。海外ではシンガポール高島屋S・Cのノウハウとブランド力をもとに、ベトナム「サイゴンセンターⅡ期事業」などの新規開発案件に引き続き取り組んでまいります。

金融業におきましては、高島屋クレジット株式会社が、会社設立30周年記念の入会・利用促進キャンペーンの実施により、収益拡大を図ってまいります。

建装事業におきましては、高島屋スペースクリエイツ株式会社が、東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた工事需要の取り込みを進めてまいります。

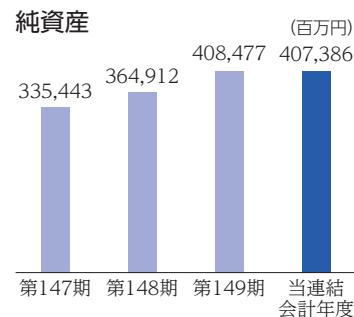
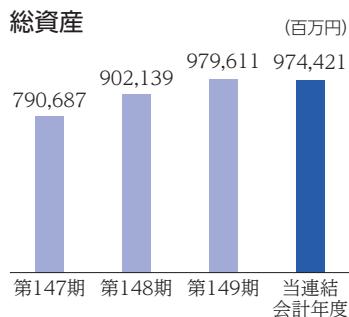
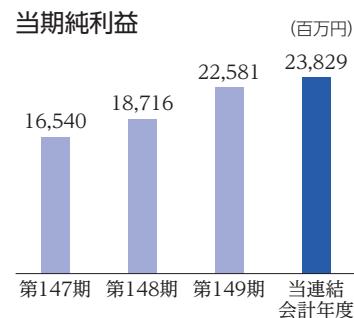
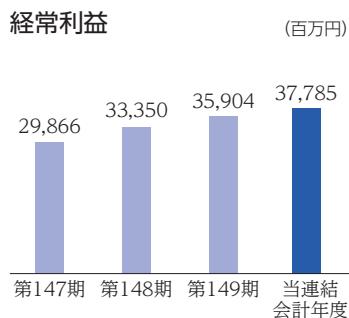
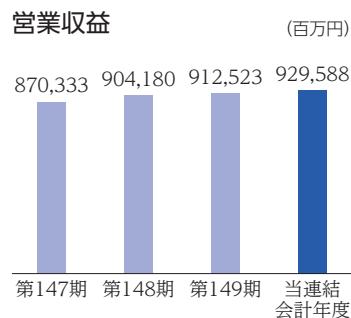
コーポレートガバナンスにつきましては、当社はこれまでも社外取締役を設置するなど積極的に取り組んでまいりました。「コーポレートガバナンス・コード」の適用など、市場の関心が高まる中、更なる強化に取り組んでまいります。

また、お客様に安心・安全な商品・サービスを提供するため、「消費者保護」を基本としたコンプライアンスの徹底に努め、お客様第一主義を貫いてまいります。一方、「働き方改革」の推進により生産性を向上し、営業時間の見直しや育児・介護に携わる人が活躍できる職場づくり、女性の管理職登用促進など、従業員のワークライフバランスを実現し、CSR経営の品質の向上に努めてまいります。当社は、創業180周年を機に改めてアーカイヴスを経営資源として位置づけました。これまで培ってきた伝統と先達から受け継ぐ進取の精神を継承しながら、時代に即した「高島屋らしさ」を追求し、継続的な成長と永続的な企業価値向上を目指してまいります。

今後とも総力を挙げて業績の向上と社会への貢献に努め、株主の皆様のご期待に添いたいと存じます。なにとぞ、格別のご支援、ご愛顧を賜りますようよろしくお願いいたします。

⑤ 財産及び損益の状況の推移

区 分	2012年度(平成24年度) (第147期)	2013年度(平成25年度) (第148期)	2014年度(平成26年度) (第149期)	2015年度(平成27年度) (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	870,333	904,180	912,523	929,588
経常利益 (百万円)	29,866	33,350	35,904	37,785
当期純利益 (百万円)	16,540	18,716	22,581	23,829
1株当たり当期純利益 (円)	50.13	56.73	66.29	67.88
総資産 (百万円)	790,687	902,139	979,611	974,421
純資産 (百万円)	335,443	364,912	408,477	407,386



⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社等の状況

ア. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社岡山高島屋	90 百万円	66.6%	百貨店業	岡山市北区
株式会社岐阜高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	岐阜市
株式会社米子高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	鳥取県米子市
株式会社高崎高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	群馬県高崎市
タカシマヤ・シンガポールLTD.	100 百万 シンガポールドル	100.0	百貨店業	シンガポール
上海高島屋百貨有限公司	490 百万円	100.0 (83.2)	百貨店業	上海市長寧区
株式会社高島屋友の会	50 百万円	100.0	前払式特定取引による取次業	東京都中央区
東神開発株式会社	2,140 百万円	100.0	不動産の賃貸業	東京都世田谷区
トーシンディベロップメントシンガポールPTE.,LTD.	8,526 千 シンガポールドル	100.0 (100.0)	不動産の賃貸業	シンガポール
高島屋クレジット株式会社	100 百万円	66.6	クレジットカード発行業	東京都中央区
高島屋スペースクリエイツ株式会社	100 百万円	100.0	造作・家具製造販売業	東京都中央区

注 記

①当社の出資比率欄の（ ）内の数字は、間接所有比率であります。

②当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

イ. 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社ジェイアール東海高島屋	10,000 百万円	33.4%	百貨店業	名古屋市中村区
株式会社伊予鉄高島屋	100 百万円	33.6	百貨店業	松山市
大葉高島屋百貨股份有限公司	1,200 百万 ニュージーランド	50.0	百貨店業	台北市

7 主要な事業内容

百貨店業、不動産業、金融業、建築事業及びクロスメディア事業等その他の事業

8 主要な事業所

- 本 社 大阪市中央区難波5丁目1番5号
- 店 舗

支店及び支店所属の店舗	所 在 地
大阪店	大阪市中央区難波5丁目1番5号
堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地
京都店	京都市下京区四条通河原町西入真町52番地
洛西店	京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の5
日本橋店	東京都中央区日本橋2丁目4番1号
横浜店	横浜市西区南幸1丁目6番31号
港南台店	横浜市港南区港南台3丁目1番3号
新宿店	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目24番2号
泉北店	堺市南区茶山台1丁3番1号
玉川店	東京都世田谷区玉川3丁目17番1号
立川店	東京都立川市曙町2丁目39番3号
大宮店	さいたま市大宮区大門町1丁目32番地
柏店	千葉県柏市末広町3番16号

⑨ 従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
当 社	4,746 名	△187 名
連結子会社	2,569	△12
合 計	7,315	△199

注 記

①従業員は就業人員であります。

②上記のほか、嘱託員、契約社員及びパート社員は6,800名で、総従業員数は14,115名（前期末比547名減）であります。

⑩ 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	30,000 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	13,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,000

注 記

シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とする29社による協調融資団であります。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 600,000,000株
- ② 発行済株式の総数 349,490,610株（自己株式6,028,353株を除く。）
- ③ 株 主 数 49,366名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	30,354 ^{千株}	8.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22,821	6.5
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	17,774	5.1
日本生命保険相互会社	9,923	2.8
資産管理サービス信託銀行株式会社（投信受入担保口）	6,699	1.9
高 島 屋 共 栄 会	6,657	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,958	1.7
BBH FOR VANGUARD INTERNATIONAL VALUE FUND-EDINBURGH	5,539	1.6
相 鉄 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	4,805	1.4
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	4,683	1.3

注 記

当社は、自己株式6,028,353株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

①2013年（平成25年）11月25日開催の取締役会決議により発行した「2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 4,000個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式27,681,660株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 1,445円
- 新株予約権を行使することができる期間

2013年12月25日から2018年11月27日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

②2013年（平成25年）11月25日開催の取締役会決議により発行した「2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 2,500個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式18,587,360株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 1,345円
- 新株予約権を行使することができる期間

2013年12月25日から2020年11月27日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

2016年(平成28年)2月29日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木弘治	取締役会長 (代表取締役)	東神開発株式会社取締役会長 (代表取締役)
木本茂	取締役社長 (代表取締役) 企画本部長、CSR推進室、 業務監査室担当	
肥塚見春	専務取締役 (代表取締役) 営業本部 (オムニチャネル戦略推進本部) 本部長、ライフデザインオフィス長	株式会社岡山高島屋取締役
秋山弘昭	常務取締役 (代表取締役) 営業本部 (オムニチャネル戦略推進本部) 副本部長、MD本部長	
門田真司	常務取締役 (代表取締役) 総務本部長、業務部長、秘書室担当	
高山俊三	常務取締役 営業推進部長	株式会社岡山高島屋取締役 株式会社伊予鉄高島屋取締役
村田善郎	常務取締役 企画本部副本部長、経営戦略部長、 IT推進室担当	株式会社ジェイアール東海 高島屋取締役
松本靖彦	取締役 特命担当	東神開発株式会社取締役社長 (代表取締役)
中島馨	取締役	大末建設株式会社社外監査役
後藤晃	取締役	
鳥越けい子	取締役	日本サウンドスケープ協会 理事長
監物進	常勤監査役	
鋤納健治	常勤監査役	
武藤英二	監査役	株式会社群馬銀行社外取締役
西村寛	監査役	至誠清新監査法人代表社員 至誠清新税理士法人代表社員

注 記

- ①取締役中島 馨氏、後藤 晃氏、鳥越けい子氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- ②監査役武藤英二氏、西村 寛氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- ③監査役武藤英二氏は、日本銀行理事等としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④監査役西村 寛氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ⑤当社は、社外取締役中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏及び社外監査役武藤英二、西村 寛の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
- ⑥当事業年度中に、次のとおり取締役及び監査役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏 名	変 更 内 容	変更年月日
高 山 俊 三	株式会社ジェイアール東海高島屋取締役を退任	2015年(平成27年) 5月28日
村 田 善 郎	株式会社ジェイアール東海高島屋取締役に就任	2015年(平成27年) 5月28日
武 藤 英 二	一般財団法人民間都市開発推進機構理事長を退任	2015年(平成27年) 6月22日
	株式会社群馬銀行社外取締役に就任	2015年(平成27年) 6月24日
西 村 寛	株式会社プラコー社外監査役を退任	2015年(平成27年) 6月29日

⑦2016年（平成28年）3月1日付で、次のとおり取締役の地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧	変更年月日
秋山弘昭	専務取締役（代表取締役） 営業本部（オムニチャネル 戦略推進本部）本部長、ラ イフデザインオフィス長	常務取締役（代表取締役） 営業本部（オムニチャネル 戦略推進本部）副本部長、 MD本部長	2016年（平成28年） 3月1日
肥塚見春	取締役 特命担当	専務取締役（代表取締役） 営業本部（オムニチャネル 戦略推進本部）本部長、ラ イフデザインオフィス長	2016年（平成28年） 3月1日

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役12名 317百万円（うち社外取締役3名 28百万円）

監査役 5名 59百万円（うち社外監査役2名 17百万円）

注 記

①報酬等の額には第150回定時株主総会において決議予定の役員賞与35百万円を含めております。

②取締役及び監査役の人数及び報酬等の額には、2015年（平成27年）5月19日開催の第149回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対する報酬等の額を含めております。

③ 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中島 馨	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	後藤 晃	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等、及び元公正取引委員会委員としての経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	鳥越 けい子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、学識経験者としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	武藤 英二	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また監査役会13回の全てに出席し、元日本銀行理事等としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	西村 寛	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また監査役会13回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての経験・知識等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

注 記

取締役中島 馨氏の兼職先である大末建設株式会社、取締役鳥越けい子氏の兼職先である日本サウンドスケープ協会、監査役武藤英二氏の兼職先である株式会社群馬銀行、監査役西村 寛氏の兼職先である至誠清新監査法人、至誠清新税理士法人と当社の間には、特別の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	115百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	17百万円
計	133百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	147百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	17百万円
計	165百万円

注 記

- ① 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分していませんので、①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- ② 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

主なものとして、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）の適用検討に係る助言業務等を依頼し、対価を支払っております。

⑤ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、タカシマヤ・シンガポールLTD.及びトーシンディベロップメントシンガポールPTE., LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人（KPMG LLP）、また上海高島屋百貨有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（KPMG Huazhen LLP）の法定監査を受けております。

⑥ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合の他、会計監査人の職業倫理、独立性、専門性、効率性、監査に関する品質管理体制等において適正でないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制

ア. 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめ全取締役は、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践するために、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、その浸透・定着を図ります。

イ. 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督するとともに、実効性あるグループ全体の内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの運用状況や課題について定期的に確認します。

ウ. 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

エ. 当社は、社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取り組み状況等をグループ横断的に検証し、強化します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報を、当社の文書規則に従い、適切に保存し、管理します。

③当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。

イ. 「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化します。

- ウ. 当社は、反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃・職務執行の一層の効率化など、その必要性が生じた場合には、適宜見直しを図ります。
- イ. 当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ⑤当社及びグループ各社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、CSR視点に立った意識風土改革を進めます。
- イ. 当社は、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。また、新たな取り組みに関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。
- ウ. CSR推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- エ. 当社は、社内（グループ各社を含む。）の不正行為等の通報を受け付ける窓口として、「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営します。通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益が及ばないことを確保します。
- オ. 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所（グループ各社を含む。）において会計監査及び業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告します。
- ⑥グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- イ. 当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。

ウ. グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア. 監査役付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。

イ. 当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。

⑨当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制

ア. 当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。

イ. 監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。

ウ. 当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。

⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。

⑪監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。

イ. 監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。

ウ. 監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。

エ. 監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、運用しております。

方針管理として、第150期事業年度開始時に、高島屋グループの本社、店、グループ会社等の部門経営層を対象にフォーラムを開催し、高島屋グループ年度経営方針を説明いたしました。また、経営方針に基づいた経営課題と対策の進捗状況について、当社経営陣と各部門・各グループ会社間による確認会議（PDCA）を半期に1回実施しており、方針管理が適切に実行できているか、定期的に確認しております。

また、コンプライアンス経営の徹底や内部統制の状況を検証し、強化するために、「高島屋グループCSR委員会」を開催しております。そこでは、本社主管部門における内部統制の実効性を担保するための取り組み状況や、グループ全体として取り組むべきCSR重点課題とそれを具体策に繋げる分析・目標設定等のアプローチ方法について確認いたしました。リスク管理体制の強化につきましては、半期に1回、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を開催しております。今事業年度においては、震災対策の充実、テロ対策について検討いたしました。

加えて、社長直轄の内部監査機関である業務監査室による、グループ全体における定期的な内部監査と、経営課題に特化したテーマ監査、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。監査結果は取締役会で報告し対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。

監査役の監査の実効性を確保する体制といたしましては、監査役と代表取締役との定期的な会合を実施しているほか、会計監査人及び財務部、業務監査室との連携体制の整備を行いました。また、内部通報制度で通報された内容について監査役会に報告しております。

③ 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

事業報告注記

金額、株式数等の表示単位未満は切捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

※事業報告中のグラフ等は、[ご参考] であります。

計算書類等

連結貸借対照表 (2016年(平成28年)2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	290,625	流動負債	325,082
現金及び預金	75,487	支払手形及び買掛金	103,363
受取手形及び売掛金	119,174	短期借入金	17,187
有価証券	2,003	リース債務	698
商品及び製品	41,168	未払法人税等	10,045
仕掛品	3,947	前受金	82,954
原材料及び貯蔵品	1,036	商品券	52,299
繰延税金資産	9,309	預り金	27,069
その他	38,929	役員賞与引当金	35
貸倒引当金	△ 430	ポイント引当金	3,233
固定資産	683,795	建物修繕工事引当金	581
有形固定資産	417,307	その他	27,614
建物及び構築物	171,610	固定負債	241,951
機械装置及び運搬具	130	社債	75,307
工具、器具及び備品	9,308	長期借入金	62,105
土地	231,174	リース債務	1,250
リース資産	1,929	退職給付に係る負債	61,875
建設仮勘定	3,153	役員退職慰勞引当金	371
無形固定資産	108,327	環境対策引当金	366
借地権	93,712	建物修繕工事引当金	5,273
のれん	404	資産除去債務	1,804
その他	14,210	繰延税金負債	49
投資その他の資産	158,161	再評価に係る繰延税金負債	7,117
投資有価証券	102,550	その他	26,431
差入保証金	33,151	負債合計	567,034
繰延税金資産	9,771	純資産の部	
その他	15,268	株主資本	364,102
貸倒引当金	△ 2,579	資本金	66,025
資産合計	974,421	資本剰余金	55,085
		利益剰余金	249,145
		自己株式	△ 6,153
		その他の包括利益累計額	34,824
		その他有価証券評価差額金	17,277
		繰延ヘッジ損益	△ 14
		土地再評価差額金	6,907
		為替換算調整勘定	11,883
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,229
		少数株主持分	8,458
		純資産合計	407,386
		負債純資産合計	974,421

■ 計算書類等

連結損益計算書 (2015年(平成27年)3月1日から2016年(平成28年)2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		865,889
売上原価		651,010
売上総利益		214,878
その他の営業収入		63,698
営業総利益		278,577
販売費及び一般管理費		245,605
営業利益		32,972
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,743	
持分法による投資利益	2,990	
固定資産受贈益	744	
その他営業外収益	504	5,982
営業外費用		
支払利息	777	
その他営業外費用	392	1,169
経常利益		37,785
特別利益		
投資有価証券売却益	13,733	
その他	0	13,734
特別損失		
固定資産除却損	3,911	
建物修繕工事損失	6,040	
その他	115	10,068
税金等調整前当期純利益		41,451
法人税、住民税及び事業税	15,494	
法人税等調整額	1,686	17,181
少数株主損益調整前当期純利益		24,270
少数株主利益		441
当期純利益		23,829

貸借対照表 (2016年(平成28年)2月29日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	167,084	流動負債	265,963
現金及び預金	22,311	買掛金	63,093
受取手形	371	短期借入金	101,766
売掛金	52,373	リース債務	386
商品	35,104	未払金	13,983
貯蔵品	751	未払法人税等	4,455
前渡金	414	未払費用	2,146
前払費用	2,607	前受金	2,774
短期貸付金	20,216	商品券	40,653
繰延税金資産	6,806	預り金	29,452
立替金	9,860	役員賞与引当金	35
その他	16,387	ポイント引当金	3,233
貸倒引当金	△ 120	建物修繕工事引当金	581
固定資産	583,647	その他	3,399
有形固定資産	311,502	固定負債	213,209
建物	114,555	社債	75,307
構築物	847	長期借入金	62,000
車両運搬具	0	リース債務	558
工具、器具及び備品	6,723	退職給付引当金	55,045
土地	186,128	環境対策引当金	366
リース資産	945	建物修繕工事引当金	5,273
建設仮勘定	2,301	長期預り金	5,792
無形固定資産	105,891	再評価に係る繰延税金負債	6,519
借地権	92,498	その他	2,346
共同施設負担金	5,682	負債合計	479,172
ソフトウェア	5,633	純資産の部	
その他	2,077	株主資本	249,823
投資その他の資産	166,253	資本金	66,025
投資有価証券	47,332	資本剰余金	54,028
関係会社株式	62,281	資本準備金	36,634
その他の関係会社有価証券	1,079	その他資本剰余金	17,393
長期貸付金	25,526	利益剰余金	136,083
差入保証金	24,698	利益準備金	60
繰延税金資産	4,677	その他利益剰余金	136,023
その他	1,171	固定資産圧縮積立金	19,155
貸倒引当金	△ 514	別途積立金	72,070
資産合計	750,731	繰越利益剰余金	44,798
		自己株式	△ 6,313
		評価・換算差額等	21,736
		その他有価証券評価差額金	15,672
		繰延ヘッジ損益	△ 14
		土地再評価差額金	6,077
		純資産合計	271,559
		負債純資産合計	750,731

■ 計算書類等

損益計算書 (2015年(平成27年)3月1日から2016年(平成28年)2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		700,045
売上原価		528,197
売上総利益		171,848
その他の営業収入		10,115
営業総利益		181,964
販売費及び一般管理費		171,023
営業利益		10,940
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,446	
雑収入	851	5,297
営業外費用		
支払利息	1,748	
雑損失	370	2,119
経常利益		14,119
特別利益		
投資有価証券売却益	13,733	13,733
特別損失		
固定資産除却損	2,961	
建物修繕工事損失	6,040	
関係会社株式評価損	1,087	
その他	36	10,127
税引前当期純利益		17,725
法人税、住民税及び事業税	7,299	
法人税等調整額	654	7,954
当期純利益		9,770

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御 中

2016年（平成28年）4月7日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 哲 章 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高島屋の2015年（平成27年）3月1日から2016年（平成28年）2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高島屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御 中

2016年（平成28年）4月7日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 哲 章 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高島屋の2015年（平成27年）3月1日から2016年（平成28年）2月29日までの第150期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年（平成27年）3月1日から2016年（平成28年）2月29日までの第150期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年（平成28年）4月11日

株式会社 高島屋 監査役会

常勤監査役 監 物 進 ⑩

常勤監査役 鋤 納 健 治 ⑩

社外監査役 武 藤 英 二 ⑩

社外監査役 西 村 寛 ⑩

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき前期の期末配当金から1円増配し6円とさせていただきますと存じます。

これにより、株主配当金は、先に実施しました中間配当金6円と併せて1株につき12円となり、前年度の10円から2円の増配となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円

総額2,096,943,660円を利益剰余金から配当いたします。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年（平成28年）5月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が2015年（平成27年）5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員^{（注）}の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条及び第39条の一部変更を行うものであります。なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第29条 (条文省略)</p> <p>第30条 (社外取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p>	<p>第1条～第29条 (現行どおり)</p> <p>第30条 (取締役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項に規定する取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</p>
<p>第31条～第38条 (条文省略)</p> <p>第39条 (社外監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p>	<p>第31条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第39条 (監査役との責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。</u></p>
<p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役11名は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

すずき こうじ
鈴木 弘治

(1945年(昭和20年)6月19日生)

● 略歴、地位及び担当

1968年(昭和43年)3月 当社入社
1995年(平成7年)5月 当社取締役本社経営企画室長
1997年(平成9年)5月 当社常務取締役本社経営企画室長、社会貢献室長
1999年(平成11年)3月 当社専務取締役(代表取締役)広域事業本部長
2001年(平成13年)3月 当社取締役副社長(代表取締役)百貨店事業本部長、
広域事業本部長
2003年(平成15年)3月 当社取締役社長(代表取締役)百貨店事業本部長
2007年(平成19年)3月 当社取締役社長(代表取締役)
2014年(平成26年)2月 当社取締役会長(代表取締役)、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

取締役経営企画室長などを経て、2003年より代表取締役社長、2014年より代表取締役会長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

● 重要な兼職の状況

東神開発株式会社取締役会長(代表取締役)

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
135,000株

候補者
番号

2

きもと しげる
木本 茂

(1956年(昭和31年)12月20日生)

● 略歴、地位及び担当

1979年(昭和54年)4月 株式会社横浜高島屋(現株式会社高島屋)入社
2006年(平成18年)9月 当社百貨店事業本部横浜店副店長
2007年(平成19年)3月 当社営業本部新宿店副店長
2010年(平成22年)2月 当社執行役員営業本部新宿店長
2011年(平成23年)5月 当社常務取締役企画本部(改革推進本部)副本部長、構造改革推進室長
2014年(平成26年)2月 当社取締役社長(代表取締役)企画本部長、CSR推進室、業務監査室担当、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

新宿店長、常務取締役企画本部副本部長などを経て、2014年より代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
38,000株

候補者番号 **3** | あきやま ひろあき
秋山 弘昭 (1952年(昭和27年)7月3日生)

● 略歴、地位及び担当

1975年(昭和50年)4月 株式会社横浜高島屋(現株式会社高島屋)入社
2003年(平成15年)3月 当社百貨店事業本部横浜店副店長
2006年(平成18年)9月 当社百貨店事業本部宣伝部副部長
2007年(平成19年)3月 当社営業本部MD本部商品第2部ディビジョン長
2009年(平成21年)3月 当社営業本部柏店長
2011年(平成23年)5月 当社執行役員営業本部宣伝部長
2013年(平成25年)2月 当社常務執行役員営業本部宣伝部長、営業企画部担当
2013年(平成25年)5月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長、宣伝部長
2014年(平成26年)2月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長
2015年(平成27年)3月 当社常務取締役(代表取締役)営業本部(オムニチャネル戦略推進本部)副本部長、MD本部長
2016年(平成28年)3月 当社専務取締役(代表取締役)営業本部(オムニチャネル戦略推進本部)本部長、ライフデザインオフィス長、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

宣伝部長、代表取締役常務MD本部長などを経て、本年より代表取締役専務営業本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
24,000株

候補者番号 **4** | もんだ しんじ
門田 真司 (1959年(昭和34年)6月9日生)

● 略歴、地位及び担当

1983年(昭和58年)4月 株式会社三和銀行入行
2011年(平成23年)12月 当社入社
2014年(平成26年)2月 当社執行役員総務本部業務部長
2015年(平成27年)5月 当社常務取締役(代表取締役)総務本部長、業務部長、秘書室担当、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

業務部長などを経て、2015年より代表取締役常務総務本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
6,000株

候補者番号 **5** | たかやま しゅんぞう
高山 俊三 (1961年(昭和36年)2月23日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1983年(昭和58年)4月 当社入社
 2007年(平成19年)3月 当社営業本部大阪店新本館計画室副室長
 2009年(平成21年)3月 当社営業本部大阪店副店長
 2012年(平成24年)2月 当社企画本部(改革推進本部)開発グループ長、営業本部アジア開発室長
 2013年(平成25年)2月 当社執行役員企画本部(改革推進本部)開発グループ長、営業本部アジア開発室長
 2013年(平成25年)6月 当社執行役員企画本部(改革推進本部)開発グループ長、営業本部アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
 2014年(平成26年)5月 当社常務取締役企画本部副本部長、IT推進室、日本橋再開発計画室担当
 2015年(平成27年)3月 当社常務取締役営業推進部長、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

アジア開発室長、常務取締役企画本部副本部長などを経て、2015年より常務取締役営業推進部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

● 重要な兼職の状況

株式会社岡山高島屋取締役、株式会社伊予鉄高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員
 株式会社岡山高島屋取締役、株式会社伊予鉄高島屋取締役



所有する当社の株式の数
17,000株

候補者番号 **6** | むらた よしお
村田 善郎 (1961年(昭和36年)10月26日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1985年(昭和60年)4月 当社入社
 2011年(平成23年)5月 当社営業本部柏店長
 2013年(平成25年)2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長
 2014年(平成26年)2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長、企画本部開発グループ長、アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
 2015年(平成27年)5月 当社常務取締役企画本部副本部長、経営戦略部長、IT推進室担当、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

総務部長などを経て、2015年より常務取締役企画本部副本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

● 重要な兼職の状況

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員
 株式会社ジェイアール東海高島屋取締役



所有する当社の株式の数
14,000株

候補者番号 **7** | あわの みつあき
栗野 光章 (1957年(昭和32年)7月2日生)

新任

● 略歴、地位及び担当

1981年(昭和56年)4月 当社入社
 2005年(平成17年)3月 当社百貨店事業本部大阪店副店長
 2009年(平成21年)3月 当社営業本部泉北店長
 2010年(平成22年)2月 当社執行役員営業本部MD本部副本部長
 2011年(平成23年)2月 当社執行役員営業本部MD本部副本部長、MD政策室長
 2013年(平成25年)2月 当社執行役員営業本部大阪店長
 2016年(平成28年)3月 当社常務執行役員関西代表、営業本部大阪店長、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

MD本部副本部長などを経て、2013年より大阪店長を務めており、百貨店事業の経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、新たに取締役候補者いたしました。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
24,000株

候補者番号 **8** | かめおか つねかた
亀岡 恒方 (1959年(昭和34年)1月31日生)

新任

● 略歴、地位及び担当

1981年(昭和56年)4月 当社入社
 2009年(平成21年)3月 当社営業本部京都店副店長
 2012年(平成24年)2月 当社営業本部大阪店副店長
 2013年(平成25年)2月 当社執行役員営業本部日本橋店長
 2016年(平成28年)3月 当社常務執行役員営業本部 (オムニチャネル戦略推進本部) 副本部長、MD本部長、日本橋再開発担当、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

日本橋店長などを経て、本年よりMD本部長を務めており、百貨店事業の経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、新たに取締役候補者いたしました。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
15,000株

候補者番号 **9** | なかじま かおる
中島 馨 (1940年(昭和15年)10月1日生) **社外**

● 略歴、地位及び担当

1974年(昭和49年)4月 弁護士登録、現在に至る。
 1994年(平成6年)4月 大阪弁護士会副会長
 2002年(平成14年)5月 当社社外監査役
 2007年(平成19年)5月 当社社外取締役、現在に至る。
 2007年(平成19年)6月 大末建設株式会社社外監査役、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

弁護士としての専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

● 重要な兼職の状況

大末建設株式会社社外監査役

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
19,000株

候補者番号 **10** | ごとう あきら
後藤 晃 (1945年(昭和20年)9月7日生) **社外**

● 略歴、地位及び担当

1982年(昭和57年)4月 成蹊大学経済学部教授
 1989年(平成元年)4月 一橋大学経済学部教授
 1997年(平成9年)4月 一橋大学イノベーション研究センター教授
 2001年(平成13年)11月 東京大学先端経済工学研究センター教授
 2003年(平成15年)4月 東京大学先端経済工学研究センター長
 2004年(平成16年)4月 東京大学先端科学技術研究センター教授
 2007年(平成19年)2月 公正取引委員会委員
 2007年(平成19年)6月 東京大学名誉教授、現在に至る。
 2012年(平成24年)2月 政策研究大学院大学教授
 2014年(平成26年)5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

学識経験者としての専門知識と豊富な経験、及び元公正取引委員会委員の経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
2,000株

候補者
番号 **11** | とりごえ
鳥越 けい子 (1955年(昭和30年)5月8日生)

社外

● 略歴、地位及び担当

- 1986年(昭和61年)4月 サウンドスケープ・デザイン研究所
(現サウンドスケープ研究機構・鳥越アトリエ) 主宰
- 1994年(平成6年)4月 聖心女子大学教育学科助教授
- 2002年(平成14年)4月 聖心女子大学教育学科教授
- 2008年(平成20年)4月 青山学院大学総合文化政策学部教授、現在に至る。
- 2012年(平成24年)4月 法政大学エコ地域デザイン研究所兼任研究員、現在に至る。
- 2014年(平成26年)5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 取締役候補者とした理由

学識経験者としての専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

● 重要な兼職の状況

日本サウンドスケープ協会理事長

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
1,000株

- (注) 1. 中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 中島 馨氏は、2007年(平成19年)5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって9年間であります。なお、同氏は2002年(平成14年)5月から2007年(平成19年)5月まで当社社外監査役に就任しており、その就任期間は5年間であります。
3. 後藤 晃、鳥越けい子の両氏は、2014年(平成26年)5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって2年間であります。
4. 当社は中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しており、中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏の再任が承認された場合、3氏と当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 監物進氏は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ひらもと あきら
平本 彰 (1953年(昭和28年)12月10日生)

新任

● 略歴及び地位

1977年(昭和52年)4月 株式会社横浜高島屋(現株式会社高島屋)入社

2007年(平成19年)3月 当社営業本部玉川店長

2011年(平成23年)2月 当社執行役員営業本部新宿店長

2012年(平成24年)2月 東神開発株式会社常勤監査役、現在に至る。

● 監査役候補者とした理由

新宿店長などを経て2012年より東神開発株式会社常勤監査役を務めており、財務及び会計をはじめとする会社の管理に関する知見を有していることから、新たに監査役候補者といたしました。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
5,000株

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

この総会開催の時をもって、2015年（平成27年）5月19日開催の第149回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役菅原邦彦氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

すがはら くにひこ

菅原 邦彦 (1952年(昭和27年)3月8日生)

社外

● 略歴及び地位

1979年(昭和54年)3月 公認会計士登録、現在に至る。

1997年(平成9年)6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員

2013年(平成25年)8月 公認会計士菅原邦彦事務所代表、現在に至る。

2013年(平成25年)8月 株式会社サカタのタネ社外取締役、現在に至る。

● 補欠社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する適切な知見を有していることから、引き続き補欠社外監査役候補者といたしました。

● 重要な兼職の状況

公認会計士菅原邦彦事務所代表
株式会社サカタのタネ社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし



所有する当社の株式の数
0株

(注) 1. 菅原邦彦氏は、補欠社外監査役の候補者であります。

2. 当社は、菅原邦彦氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来の役員賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役11名に対し総額3,050万円（うち社外取締役3名に対し総額250万円）、当期末時の監査役4名に対し総額500万円（うち社外監査役2名に対し総額160万円）の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以 上

議決権行使方法についてのご案内

1 当日株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2 郵送にて行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2016年(平成28年)5月23日(月曜日)午後5時到着

3 インターネットにて行使いただく場合

- ・インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト<http://www.evotage.jp/>をご利用いただくことによつてのみ可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)
- ・インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード(又はご登録のパスワード)」を入力することが必要となりますので、ご確認ください。

行使期限 2016年(平成28年)5月23日(月曜日)午後5時まで

議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使いただきますようお願い申し上げます。

ご注意事項

- 当サイトは、パソコン・スマートフォン又は携帯電話を用いたインターネットのみでご利用いただけます。携帯電話は、次のサービスがご利用可能であることが必要です。
※「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」(iモード)は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
なお、セキュリティ確保のためSSL通信(暗号化通信)及び携帯電話情報送信が可能な機種にのみ対応しております。このため、上記サービスがご利用可能の場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございますので、ご了承ください。(ご利用可能機種につきましては、下記のヘルプデスクまでお問い合わせください。)
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
・ 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
・ インターネットにより、複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を議決権行使として取り扱わせていただきます。

次回からの招集ご通知の送付

- ご希望の株主様には、次回の株主総会から電子メールで招集ご通知を送信させていただきます。なお、この場合、郵便によるご送付はいたしませんのでご注意ください。
- お申し込みにつきましては、議決権行使サイトにおいて受け付けておりますので、ご希望の株主様は、ぜひお手続きください。(携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承願います。)

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行部(ヘルプデスク)

 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

株主総会会場へのご案内

会場

大阪府中央区難波5丁目1番60号

スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

総会受付はホテル8階です。なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



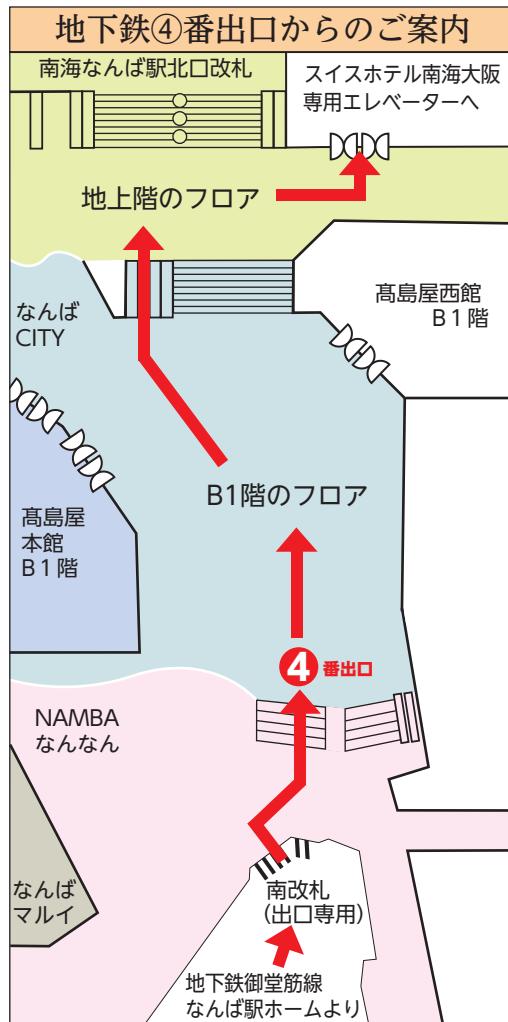
交通のご案内

▶ 地下鉄・近鉄電車・阪神電車の場合

御堂筋線「なんば駅」4番出口、
千日前線「なんば駅」4番出口、
四つ橋線「なんば駅」31番出口、
近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」東改札口が便利です。

▶ 南海電車の場合

北口改札を出て左（西）側のホテル専用入口が便利です。



 **Takashimaya**

ホームページアドレス <http://www.takashimaya.co.jp/>

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

 **VEGETABLE
OIL INK**